

愛南町国保一本松病院医療再生

基本構想策定支援業務

仕 様 書

(プロポーザル方式)

令和8年6月

愛媛県 愛南町

第1章 基本事項

1-1 業務の名称

愛南町国保一本松病院医療再生基本構想策定支援業務（以下「本業務」という。）

1-2 業務の目的

愛南町国保一本松病院（以下「本院」という。）は、愛南町で唯一の医療型療養病床を有する病院として、慢性期の長期入院が必要となる患者を受け入れている。近年は、医師をはじめとする医療スタッフの確保の困難、患者数の減少、物価高騰等により、経営状況は非常に厳しい状況となっている。また、病院建物は建築後相当年数が経過し、施設・設備の老朽化が進行しており、その対策が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本院の経営状況の見直し改善を図るとともに、地域医療構想や医療政策の動向等を見据えた今後の診療体制の方向性及び施設整備の方針を定めるための基礎資料を策定することを目的に、本業務を委託するものである。

1-3 調達方式

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により行う。提案事業者は、本仕様書の内容を十分に確認・理解し、企画提案書を提出すること。

1-4 対象施設

愛南町国保一本松病院（所在地：愛媛県南宇和郡愛南町一本松 5056 番地 2）

1-5 病院基本理念

本院は、次の基本理念に基づき運営されており、本業務の実施に当たっては、当該理念を踏まえること。

- 信頼される病院 安全管理の徹底を図り、安心して受診できる病院を目指します。
- 患者様中心の医療介護 患者様一人一人を尊重し、安らぎのある療養環境を目指します。
- 地域への貢献 保健・医療・福祉機関との連携を図り、地域医療の発展を目指します。
- 職員の自己研鑽 自らを高める努力を継続し、医療介護に生かします。

第2章 業務要件

2-1 履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

2-2 提案限度価格

金 8,515,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この価格は契約金額の限度を示すものであり、町がこの金額で契約することを約束するものではない。

2-3 成果品

本業務における成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書（調査分析データ等、本業務において作成した基礎資料を含む。） 1部
- (2) 愛南町国保一本松病院医療再生基本構想 5部
- (3) 事業収支シミュレーション結果一式 1部
- (4) (1) から (3) までの電子データ（CD-R、DVD-R等の記録媒体に格納したもの）一式

なお、データ形式はPDF形式及びMicrosoft Office（Word、Excel又はPower Point）形式とする。

- (5) その他、両者が協議のうえ必要と認める書類等

2-4 成果品の納入場所

愛南町国保一本松病院 事務所

第3章 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。ただし、最低限の内容を示すものであって、企画提案等の内容、町及び受託者との協議によって、業務の内容及び仕様等を変更することがある。

3-1 計画準備

業務着手にあたり、業務の目的・主旨を把握した上で、業務遂行に必要な実施方針、業務工程、実施体制等をまとめた業務計画書を作成し、町に提出すること。

3-2 基礎調査業務

(1) 病院を取り巻く医療体制の概況調査

- ア 愛南町及び近隣医療圏（宇和島圏域、幡多圏域）の地域概況調査
- イ 人口の現況（人口の推移、人口構造、人口動態）の把握
- ウ 将来人口、将来患者数の予測、患者の受療動向の分析
- エ 国の医療政策の動向（地域医療構想、医師確保計画、外来医療計画、かかりつけ医療機能、在宅医療・介護連携、医療DX化等）の整理
- オ 愛媛県地域医療構想及び近隣医療圏（宇和島圏域、幡多圏域）の動向の整理

(2) 愛南町国保一本松病院の現状と課題の整理

- ア 愛南町における医療提供体制（公立・公的・民間医療機関、診療所、在宅医療等）の現状と課題の整理
- イ 本院の運営・経営状況（患者数、診療単価、医業収益、医業費用、一般会計繰出金の推移等）の現況調査・分析と課題の抽出
- ウ 本院の医療機能（診療科目、病床区分、医療機器、医師・看護師等の人員配置等）の現況調査・分析
- エ 本院の施設・設備状況（建築年次、構造、延床面積、各室配置、老朽化状況、耐震性、設備更新状況等）の現況調査・分析
- オ 建設候補地である現病院敷地及び愛南町役場一本松支所敷地の現況調査

3-3 基本構想策定支援業務

(1) 今後の基本方針の策定と経営形態等の検討

- ア 本院が地域医療において担うべき役割と将来の方向性の整理
- イ 将来の診療体制、病床規模、病床機能、診療機能の検討
- ウ 経営形態（地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入、近隣病院との経営統合・機能再編、診療所化等）の比較検討
- エ 運営・経営状況の見直し改善策の提言（収益改善策、費用削減策、人材確保策、地域医療連携の強化策等）
- オ 事業収支シミュレーションの作成（複数パターン）

(2) 施設整備に関する検討

- ア 施設整備の基本方針、施設配置と規模、病床数等の提言
- イ 配置計画の検討
- ウ 延床面積、各階構成、駐車場台数等の検討

- エ 施設整備事業費、施設整備スケジュールの検討
- オ 整備手法（従来方式、DB方式、PFI方式等）の比較検討
- カ 病院整備に係る関係諸法令（医療法、建築基準法、補助事業を含む財源確保策等）に係る助言

3-4 打合せ協議等

着手時、中間時（2回程度）、成果納入時の合計4回程度実施することとする。なお、Web会議も可とする。

3-5 協議記録等の作成及び提出

上記の各種会議の協議記録等を作成し、町に提出すること。

第4章 業務実施体制

受注者は、本業務の技術者として次のとおり管理技術者及び主たる担当技術者を配置しなければならない。なお、管理技術者及び主たる担当技術者は、本業務完了までの間、やむを得ない場合を除き変更できないものとする。

4-1 管理技術者

(1) 管理技術者は、下記のいずれかの資格を有する者とする。

- ア 医療経営士（1級）
- イ 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会認定登録医業経営コンサルタント
- ウ 上記と同等以上の知識及び経験を有すると町が認める者

(2) 管理技術者は、下記に示す同種又は類似業務に従事した経験を有すること。

- ア 同種：公立病院（自治体病院）における経営改革プラン、新公立病院改革プラン、公立病院経営強化プラン又は医療再生・再編・整備等に係る基本構想若しくは基本計画の策定支援業務
- イ 類似：医療機関（公的医療機関、民間病院を含む。）における経営改善計画、中長期経営計画、施設整備基本構想又は基本計画の策定支援業務

4-2 主たる担当技術者

主たる担当技術者は、上記「4-1（2）」に示す同種又は類似業務に従事した経験を有すること。

第5章 その他

5-1 業務の実施

本業務の実施に当たっては、町と必要な協議打合せを十分行い、その指示に従って業務を進めるものとする。

5-2 成果品の所属等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 本業務で作成された報告書、データに関する著作権については、原則として町に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の問題等が生じた場合は、当該問題等の原因が専ら本町の責めに帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、本町は、係る問題等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

5-3 成果品の保障

本業務に伴うすべての納入物について、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、この処置に要する費用は受託者の負担とする。

5-4 業務の再委託

- (1) 原則として、本業務を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、当該業務に係る業務遂行能力を持つ者が責任を持って選定することとし、再委託して処理する内容、再委託の理由、再委託先の業者の名称、再委託業者において取り扱う情報、従事者の氏名及び経歴その他再委託先に対する安全性及び信頼性を確保する対策並びに管理及び監督の方法等を明記した書面を事前に提出し、町の承認を得なければならない。
- (3) 受託者は、前項により再委託を行う場合には、受託者が町に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の業者に対しても、次項の「5-5 機密保持」に規定する事項等について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取すること。
- (4) 再委託先は、「5-5 機密保持」について、受託者と同様の義務を負うものとする。

- (5) 受託者が再委託先の事業者の本業務を実施させる場合は、すべて受託者の責任と負担において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとする。

5-5 機密保持

- (1) 受託者は、その役職員その他業務に従事する者、又は従事していた者は、本業務の実施に際して知り得た町の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的のために利用してはならない。受託者は、町から提供された個人情報及び知り得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「愛南町個人情報保護法施行条例」に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。
- (2) 受託者は、町から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付に応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本業務において受託者が作成する情報については、町からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、「愛南町情報セキュリティポリシー」に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は受託者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて町の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、町から提供された要機密情報が業務完了等により不要になった場合には、確実に返却し又は破棄すること。また、本業務において受託者が作成した情報についても、町からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 履行期間中及び当該業務を退いた後も、知り得た機密情報及び個人情報を漏らさないこと。

5-6 疑義

本仕様書に明記されていない事項については、町と協議のうえ、指示又は承認を受けるものとし、一方的解釈によつてはならない。

【本仕様書に関する問い合わせ先】

〒798-4408 愛媛県南宇和郡愛南町一本松 5056 番地 2

愛南町国保一本松病院 事務所

TEL : 0895-84-2255 FAX : 0895-84-3195

E-mail : i-byoin@town.ainan.ehime.jp